

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）および福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）を改正することを勧告する。

### 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第 1 のとおり改定すること。

### 2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

現行の第 1 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

### 3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

### 4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年福井県条例第 5 号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年福井県条例第48号。アにおいて「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（福井県一般職の職員等の給与に関する条例附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）を給料として支給すること。

(1) 平成21年改正条例附則第3項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.07

(2) (1)に掲げる以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員および第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.34

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

### (2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成23年12月に支給する期末手当の額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例第21条の規定その他の期末手当に係る規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、（ア）および（イ）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

（ア）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの（福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）附則第7項の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表(一)の適用を受ける職員、第2号任期付研究員もしくは第1号任期付研究員もしくは特定任期付職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）および教職調整額の月額合計額に100分の0.4を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から24号給まで
	8級	1号給から4号給まで
警察職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から84号給まで

	4級	1号給から68号給まで
	5級	1号給から44号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から28号給まで
	8級	1号給から16号給まで
	9級	1号給から4号給まで
教育職給料表(一)	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から36号給まで
教育職給料表(二)	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から52号給まで
研究職給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
医療職給料表(三)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
	7級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から16号給まで

(イ) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合

計額に100分の0.4を乗じて得た額

イ 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。